

(特別管理) 産業廃棄物処理業に係る変更等届出事項及び提出書類一覧

1 届出書

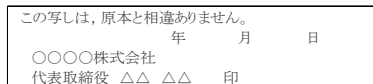
届出時期：変更の日から 10 日以内（法人の履歴事項全部証明書を添付すべき場合にあつては、30 日以内）
届出部数：1 部（写しが必要な場合は 2 部（郵送で副本の返却を希望する場合は、返信先の宛名を明記し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。））
届出様式：産業廃棄物処理業は様式第十一号、特別管理産業廃棄物処理業は様式第十七号

2 添付書類

次のとおり。（各種証明書は提出する日の 3 か月前の日以降に発行されたものに限ります。）
※押印省略による手続きの場合は、手続の性質を踏まえ、押印が求められている趣旨を代替する手段等によって本人確認を行います。
各種証明書の確認が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

変更事項等	添付書類
1 住所、氏名又は名称	【法人の場合】 ①法人の履歴事項全部証明書 (※) ②（住所の変更の場合）周辺地図 ③（名称の変更の場合）定款又は審判行為の写し ④現在保有している許可証
	【個人の場合】 ①住民票の写し（本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載があり、かつマイナンバーの記載がないものに限る。） (※) ②（住所の変更の場合）周辺地図 ③現在保有している許可証
2 次の事項の変更	
(1) 法定代理人	法定代理人が個人の場合 ①新旧対照一覧表 *1 ②法定代理人であることを証する書類 (※) ③変更に係る者の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載があり、かつマイナンバーの記載がないものに限る。） (※) ④東京法務局による成年被後見人等に該当しないことの証明書又は医師の診断書等 (※) ⑤法第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約する書面 様式第 24 号
	法定代理人が法人の場合 ①新旧対照一覧表 *1 ②法定代理人であることを証する書類 (※) ③法人の履歴事項全部証明書 ④法第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約する書面 様式第 24 号
(2) 法人の役員	①新旧対照一覧表 *1 ②法人の履歴事項全部証明書 (※) ③変更に係る者の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載があり、かつマイナンバーの記載がないものに限る。） (※) ④東京法務局による成年被後見人等に該当しないことの証明書又は医師の診断書等 (※) ⑤法第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約する書面 様式第 24 号 ⑥許可証の記載事項に変更がある場合は、現在保有している許可証 ※③、④は新たに追加する者のみ必要。新たに追加する者がいない場合⑤は不要。
(3) 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資者	株主又は出資者が個人の場合 ①新旧対照一覧表 *1 ②変更に係る者の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載があり、かつマイナンバーの記載がないものに限る。） (※) ③東京法務局による成年被後見人等に該当しないことの証明書又は医師の診断書等 (※) ④法第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約する書面 様式第 24 号
	株主又は出資者が法人の場合 ①新旧対照一覧表 *1 ②法人の履歴事項全部証明書 (※) ③法第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約する書面 様式第 24 号
(4) 政令で定める使用人（令第 4 条の 7）	「法人の役員」の添付書類（法人の履歴事項全部証明書を除く）のほか、代表者による使用人を定める旨の申立書及び使用人の位置づけがわかる組織図 参考様式（申立書）
(5) 法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者	「法人の役員」の添付書類（法人の履歴事項全部証明書を除く）のほか、該当する者の位置づけがわかる組織図
3 事務所及び事業場（駐車施設又は係留施設）の所在地	①新旧対照一覧表 *1 ②駐車施設又は係留施設の図面及び付近の見取図 ③施設の継続的な使用権原を有することを証する書類（登記簿謄本又は賃貸借契約書等） *2
4 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模	
(1) 運搬車の増廃車	①新旧対照一覧表
(2) 運搬船の増廃船	②自動車（船舶）検査証の写し ③自動車（船舶）のカラー写真（前面・側面） *3 ④借用の場合は使用権原及び運行管理責任を有することを証する書類（賃貸借契約書等） *2
(3) 積替え・保管施設、中間処理施設、最終処分場、海洋投入施設等	具体的な内容についてはご相談ください。
5 特別管理産業廃棄物の性状分析者	①最終学歴の卒業証明書又は衛生検査技師、臨床検査技師等であることを証する書類 ②分析者が特別管理産業廃棄物に関する業務又は研究に従事したことを証する書類
6 (特別管理) 産業廃棄物処理業の全部廃止	現在保有している許可証
7 許可証の汚損又は紛失による再交付	①汚損の場合は、その許可証 ②紛失の場合は、紛失の理由書

(※) 原本証明【例】



備考

(※) 法人の履歴事項全部証明書、住民票の写し、東京法務局による成年被後見人等に該当しないことの証明書又は医師の診断書は、原本または原本証明した写しを添付すること。なお、原本証明した写しを提出する場合は、原本を確認します。また、返却が必要な場合は、原本を確認した後、返却します。（原本の返却を希望する場合は、その旨を記載のうえ、返信先の宛名を明記し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。）

- *1 変更届出書の「新」「旧」の欄には、変更内容の変更があった部分だけでなく、変更がなかった部分も含めて当該事項の全体を記載すること。また、記載しきれない場合は「新」「旧」の欄へ「別紙のとおり」と記載して別紙を添付すること。
- *2 船舶については、裸備船契約を原則とすること。ただし、定期備船契約による場合は、付帯契約として次の条文を入れた産業廃棄物の海上運搬を行うための契約がなされていることが必要です。
(1) 船主は本船の船長及び乗組員に対する雇用契約に基づく指揮監督権を備船者に譲渡し、船長及び乗組員は海上運搬に係る備船者の指揮監督権に服し、備船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うこと。
(2) 海上運搬に係る一切の責任は、備船者が負うこと。
(3) 船主は備船契約中、本契約以外の契約に応じないこと。
- *3 運搬車の場合は、前面は写真上でナンバーが読み取れるよう鮮明に、側面はシートを除去し、いわゆるコボレンを上げた状態で撮影すること（他社の名称等が車体に表示されていないこと）。既に許可を有している場合には所定の事項（産業廃棄物収集運搬車、事業者名、許可番号の下 6 桁）が表示されていること。運搬船の場合は、船の全体を確認でき、船名が読み取れる写真を撮影すること。